



平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 中央ビルト工業株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 西本 安秀
(コード：1971、東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 石井 裕
(TEL. 03-3661-9631)

当社元役員に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、当社元役員（以下で定義する。）に対して、損害賠償請求訴訟（以下、「本訴訟」という。）を提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本訴訟の提起については、監査等委員会の決議及び取締役会の報告を経て提起されております。今後も監査等委員会および取締役会協調の上、本件訴訟を進めてまいります。

記

1. 本件訴訟を提起した裁判所及び年月日
東京地方裁判所 平成 30 年 5 月 15 日
2. 本件訴訟を提起した者（原告）
 - (1) 名 称：中央ビルト工業株式会社
 - (2) 本店所在地：東京都中央区富沢町 11 番 12 号
 - (3) 訴訟における代表者：常勤監査等委員 岡田一馬
3. 本件訴訟を提起した相手（被告）
当社元取締役 林 茂雄
4. 訴訟内容と請求金額
 - (1) 訴訟内容：損害賠償請求
 - (2) 請求金額：総額 152, 105, 192 円
及びこれに対する遅延損害金
5. 訴訟の原因及び訴えに至った経緯の概要
平成 29 年 12 月 7 日付「調査委員会の調査報告書公表と今後の対応に関するお知らせ」に添付の調査委員会による調査報告書の第 6. 1. (4)に記載のとおり、当社元役員は、名古屋工場で行われていた不適切な会計処理を認識した時点で会社に対し報告是正すべきであったにも拘らず処理を継続するよう指示し放置し続けた。結果として、当社は不祥事の調査費用、訂正決算に関する監査費用等莫大な費用の支出が発生しました。この当社が蒙った莫大な支出（損害）について、当社元役員に対し、賠償の請求を行うべきであると判断したものであります。

6. 今後の見通し

本訴訟につきましては、今後の進展に応じて必要な情報を開示する予定です。また、本訴訟の提起が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、本訴訟に進展に伴い業績予想の修正が必要となった場合は速やかに開示いたします。

以 上